

Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第26回

『今日から始める改正債権法対応～取引基本契約書を中心とした契約書作成実務～』

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 佐藤 俊
弁護士 吉原 秀

2020年4月1日より改正民法(債権法)が施行されます。

改正民法の施行日まではまだ少し日数があるようにも感じられるところですが、経過規定も考慮に入れば、今すぐにも改正債権法の施行に向けて改訂しておくべき契約条項は少なくありません。本セミナーでは、改正民法の一般的な解説にとどまらず、法改正を踏まえてどのように契約書の雛形を改訂すればよいかといった、契約書作成実務に踏み込んだ解説を交えてご説明することで、セミナーにご参加いただいた皆様方において、改正民法施行前に、契約書作成の観点から少しでも盤石な備えをしていただくことを主眼としています。また、契約書の改訂あるいは修正といっても、単に一般的なご説明をするのではなく、現行民法下で通用していると思われる契約書雛形をセミナー講師が実際に修正した例をお示し(契約当事者の立場も踏まえて修正の趣旨等をご説明させていただきます。)、民法改正の内容を踏まえて既存の契約書を修正する際の思考過程・作業過程をご覧いただくことによって、ご参加いただいた皆様方が日々用いられる契約書を適切に改訂・修正等していただくための基礎をご提供することも狙いとしています。企業法務の現場において喫緊の課題ともいえる契約書改訂等を適切かつ迅速に進めていただく一助となれば幸いです。

日時：2019年11月26日(火) 16:30～18:00
会場：大江橋法律事務所 大阪事務所 27階会議室
〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18
中之島フェスティバルタワー27階
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php>
定員：40名
参加費：無料
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺
お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/191126s.html>
※申込フォームにパスワードが掛かっておりますので、パスワード1126を入力後、お申込み入力をお願いいたします。
お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com
※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者にのみ配布いたします。



プログラム
16:30～18:00 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)
*開催場所の都合により懇親会はございません。

※今回の勉強会は、企業の法務部門及び人事部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。また、各社2名様までとさせていただきます。
※申込者多数の場合は、申込順により参加者を決定させていただくことがありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士 佐藤 俊(さとう しゅん)

2004年慶應義塾大学法学部卒業、2005年弁護士登録。認定経営革新等支援機関、事業再生実務家協会会員。主な取扱分野は、一般企業法務のほか、事業再生関連(会社更生、民事再生、私的整理)、企業不祥事・危機管理・コンプライアンス(金融商品取引法関連(インサイダー案件等)、製品不正案件等)、事業承継法務、不動産私法関連等。主な著書に、「ケーススタディで学ぶ債権法改正」(大江橋法律事務所編/商事法務/2018年)等。

弁護士 吉原 秀(よしはら まさる)

2014年大阪大学法学部卒業、2016年東京大学法科大学院卒業、2017年弁護士登録。全国倒産処理弁護士ネットワーク会員。主な取扱いは、事業再生・倒産法関連、訴訟等の紛争解決案件、独占禁止法関連等。債権法改正に関する外部研修の講師を務めた経験もある。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WL1354_201910_FD